

中世後期ニュルンベルクの都市貴族と「名誉」

田 中 俊 之

【要約】 中世後期以降、上部ドイツの帝国都市ニュルンベルクは、他の諸都市とは異なり、都市貴族による強固な都市統治体制を構築した都市として特徴づけられる。その統治形態を後世に伝えたニュルンベルク都市参事会の法律顧問官クリストフ・ショイルの「書簡」(一五二六/一七年)は、都市貴族についてきわめて安定的・固定的なイメージをあたえてきたが、現実には、都市貴族はどのような存在形態をしめたのか。本稿は、一六世紀前半の舞踏条令において都市貴族家系の固定化・ランクづけがおこなわれるまで、ニュルンベルクの都市貴族がどのような実態をしめたのかを、一四・一五世紀における家系のありかた、都市貴族に固有の「名誉」の政治的な意味と機能について検討し、それを通じて、この「書簡」にどのような意識が反映しているのかを考察した。とくに、名誉の喪失の問題を考察することにより、中世後期の都市がかかえていた問題の構造的背景を把握することにとどめた。

史林 八〇巻六号 一九九七年一月

一 都市貴族身分について[※]

ドイツの中世後期は、比較的大きなハンザ都市や、自由都市、帝国都市などの市民が、高度の政治的・経済的な「自治」を享受した時代とされる。これらの都市が享受した「自治」の意味と性格をめぐっては、地域ごとに、都市領主(諸侯)の形成した領域(領邦)支配全体のなかに都市を位置づけて議論を進めていくことが必要であるが、そうした議論を

展開することは、ここでの直接の課題ではない。本稿は、「自治」を享受した都市における政治的指導層の存在の形態を検討することによって、如上の課題に接近するための準備作業をおこなおうとするものである。

都市にとっての重要な局面のひとつは、中世後期から近世にかけて、それらの「自治」のもとで、いわゆるツンフト闘争をはじめとするさまざまな社会騒擾がおこったことである。周知のように、「自治」の担い手であった都市貴族(門閥)による支配に対して手工業者層が政治的関与などを求めて蜂起し、都市貴族に一定の譲歩をさせることのできた都市では、ツンフト体制が確立して手工業者層の政治関与が可能となった。従来の研究は、その実態の分析をもに「下から」、つまりツンフトの側からアプローチしてきたといつてよい。しかし、「自治」内部におけるツンフトの政治的機能が実質のところ、どのようなものであったのかは都市によってさまざまであり、「自治」の権限や機能がどのように配分され、変化・展開をとげたのかを把握するには、長期的な時間枠のなかで、都市貴族とツンフト双方の動態を都市の権力構造のなかで相互関連的に把握することが必要となろう。また一方で、多くの場合、都市貴族の政治的権限は、従来考えられてきたほどには、制限される方向にむかわなかったものであり、したがって、都市貴族が、その後の都市の「自治」の展開に、なお少なからぬ影響をおよぼしつづけていたことは看過すべきではない。むしろ、都市周辺への領域形成による権力基盤の拡大という点においても、都市にとってなお重要な役割を担っていたであろう都市貴族の存在の形態を、都市における社会的な意識をも含めた広い視野で問うことこそ、この時期の都市統治のありかたを理解するうえで不可欠であるといえよう。

ところで、上部(南)ドイツの帝国都市ニュルンベルクは、しばしば「ツンフトなき都市」とよばれるが、「自治」を担った政治的指導層の存在の形態において、他のいずれの都市とも異なった地位にある。ニュルンベルクでは、一三四年の一部の都市貴族と手工業者層による蜂起が、一時的に手工業者層をツンフトに組織したが、ツンフト体制は一年余で頓挫し、都市貴族による旧支配体制が復活した^③。手工業ツンフトは経済的団体としての機能を温存したまま、ふたたび政

治的ツンフトを形成することはなく、以後、ニュルンベルクは支配体制をめぐる都市騒擾を経験することはなかった。^④こうして、「ツンフトなき都市」ニュルンベルクは、他の大多数の都市とは異なり、都市貴族によるきわめて強固な、安定した都市統治体制をきざりあげた帝国都市として特徴づけられる。^⑤

こうした評価は、ニュルンベルクの都市参事会の法律顧問官であったクリストフ・ショイレル（一四八一—一五四二年）の「書簡」（一五二六／一七年）を通じて、後世には広く定着することになったと思われる。^⑥全二六章からなるこの壮大な「書簡」は、ショイレルがある友人の求めにおうじて、ニュルンベルクの都市制度、統治形態について詳説したものである。アウグステイヌス修道会管区長であったその友人は、ニュルンベルクを理想的な共和政体（*Republik*）とみて、その統治形態を教授してもらうのに最適な人物として、かつての学友であったショイレルを選んだのである。それは、いっけん私的な書簡の体裁をとりながら、しかし一般に読まれることを意識して書かれたことが看取できる。ここでショイレルは、ニュルンベルクの都市門閥を、古代ローマの制度になぞらえて、一般に貴族をしめすラテン語の *nobles* とは区別した *patricii* と表現することによって、その社会的・法的地位を特徴づけた。ここから「都市門閥（*Geschlecht*）」＝「都市貴族（*Patriziat*）」という考え方が生まれてくる。こうしてさらに、都市貴族とはなにか、都市貴族とはどのような条件や資格をそなえた身分であるのかを具体的に叙述したのである。この「書簡」は、ひとつの作品として一六世紀末にはニュルンベルクと交易関係にあったヴェネツィアでも注目され、そこで翻訳され、多くの文献で引用されるなどして、国際的に広く読まれたのであり、その内容は内外にかなりの影響力をもったと考えられる。

したがって、今日にいたるまで、都市貴族を問題とする多くの研究者がこの「書簡」を帝国都市ニュルンベルクの「自治」をとらえるための拠り所とし、理想的な都市貴族体制のモデルとして考えてきたのは、当然のことであったといえよう。^⑧しかし従来の研究は、都市貴族とはなにかという問題への答えの原型をこの「書簡」の文面にそのまま求め、それが書かれた背景や著者の意識を考慮することなく論じてきた。すなわち、概ね「書簡」に叙述されたような資格・条件をそ

なえた都市貴族であったからこそ、ニュルンベルクは安定した都市統治体制を構築しえた、と認識してきたように思われる。そこには、社会的現実とこれに対する著者の意識の関係への視点はなかったといつてよい。しかし、都市貴族の存在の形態を把握するには、社会的現実をふまえたうえで、そのなかに「書簡」を位置づけることが必要ではないだろうか。そこで本稿は、中世後期のニュルンベルクの都市貴族の実態を検討しながら、それを通じて、この「書簡」にどのような意識が反映されているのかといった問題を考察することを課題としたい。

そのさい、「名誉」(Ehre)が身分的・社会的価値としてヨーロッパ社会において重要な役割を演じていたことをふまえるなら、都市貴族の実態を把握するにも、この概念をもちいることが、ある程度、有効であると思われる^⑧。名誉とは、個々の身分と不可分に結合した観念であり、個々の人びとに、自分がまちががなくその身分に属していることを保証する価値でもあった。しかしそこには、その身分にふさわしい、とくに公的な規範や期待になかった行動をとる義務をともなつた。たしかに普遍的な意味においては、名誉は、知力・道徳・品位などに根ざすものであったが、現実には、個々人の名誉は、その身分にふさわしい行動がどの程度、達成されているかという社会的承認にもとづいていたからである。とりわけドイツでは、身分を名誉に結びつけて考察しようとする研究が近年、増えつつある。それらの多くは、手工業職人や周縁集団などの中層・下層の身分に焦点をあて、名誉―不名誉を切り口とする社会史的な観点から社会構造を問題にしてきたといつてよい^⑨。しかし、このような価値観が身分を左右する社会のなかでは、上層の身分に属した都市貴族にも、名誉のありかたと結びつけた考察がなされるべきであろう。都市貴族もまた、都市貴族的名誉というべき固有の性質をおび、それが都市貴族の社会的地位を規定すると同時に、その行動を制御しえたと思われるからである。また、この都市貴族的名誉は、シヨイルルの都市貴族観にも密接に結びついてくると考えられる。こうした視点で都市貴族をとらえた場合、どのような実態がみえてくるであろうか。

以上より、論点を記しておこう。まず、シヨイルルは、みずからの見解を「世間に公表する」にあたって、都市貴族と

はどのような身分だと考えていたのか、またその時期のニュルンベルクの都市貴族の現実とはどのようなものであったのか、さらにその現実をシヨイルルはどのようにうけとめたのかを考察する。つぎに、それらをふまえ、都市貴族に固有の名譽のありかたに注目し、ニュルンベルクの都市統治機構をおさえたうえで、名譽のどのような側面に都市貴族の実態があらわれてくるのか、その実態は都市にとってどのようなことを意味したのかを検討する。これにより、さらに、中世後期の都市が直面していた問題の構造的背景をも把握することをめざしたい。

※ 本稿では、以下の略称を用いる。 *MVG*N = *Mittelungen des Vereins für Geschichte der Stadt Nürnberg*; *StCh*n = *Die Chronik der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert*, hg. v. Hegel, C., Leipzig, 1862-1931, Stuttgart, 1961-1969.

- ① 都市自治論は欧米でも日本でもきわめてさかんである。夥しい業績が生みだされ、批判的検討をへて、多大な成果をあげている。近年、中世後期のドイツ都市を分野別に総括したものと比べて、Isenmann, E., *Die deutsche Stadt im Spätmittelalter*, Stuttgart, 1988. (以下「*Stadt*」略記) をあつた。
- ② 通史として Pfeiffer, G. (Hg.), *Nürnberg – Geschichte einer europäischen Stadt*, München, 1971; Reichle, E., *Geschichte der Reichsstadt Nürnberg*, Nürnberg, 1896 (N.D. 1983). なお本稿では後者を参照するつもりである。日本にはその個別研究として、佐久間弘展氏の以下の多数の業績を参照。
- ③ ニュルンベルクにおける「祭祀」について、Lenze, H., *Der Kaiser und die Zunftverfassung in den Reichsstädten bis zum Tode Karls IV.*, Breslau, 1933, Aalen, 1964, S. 216-224; Stromer, W. v., *Die Metropole im Aufstand gegen König Karl IV.*, in: *MVG*N 65 (1978), S. 55-90. ※参照。
- ④ 都市の人口増加は顕著である。一四三三年には少なくとも一六二〇〇〇人、一四五〇年代初頭にはすでに三〇〇〇〇人を超え、一四八五年には三六〇〇〇人が算定されている。Isenmann, *Stadt*, S. 29.
- ⑤ ニュルンベルクの都市貴族にかんする基本文献として、つぎのあたりを参考されたい。Meyer, J., *Die Entstehung des Patriziats in Nürnberg*, in: *MVG*N 27 (1928), S. 1-96; Hofmann, H.-H., *Nobles Norimborgenses*, in: *Untersuchungen zur gesellschaftlichen Struktur der mittelalterlichen Städte in Europa*, hg. v. Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, Sigmaringen, 1966 (2. Aufl. 1974), S. 53-92; Hirschmann, G., *Nürnbergers Patriziat*, in: Rössler, H. (Hg.), *Deutsches Patriziat 1480-1740*, Limburg/Lahn, 1968, S. 257-276.
- ⑥ Christoph Scheurl's Epistel über die Verfassung der Reichsstadt Nürnberg (1516), in: *StCh*n Bd. 11. (Nürnberg 5), S. 785-804. ※本稿執筆のころ、ケルンが「教皇」の使節を歓迎するに際して、*StCh*n Bd. 11., S. 781-784. ※参照。
- ⑦ 友人ヨハン・シムタウバッハは、シヨイルルとともに法学博士

(doctor)であった。シュタウビッツがニュルンベルクを理想的な共和政体とみた背景には、古代ローマを理想国家とする意識があったであろう。

⑧ 例えが Isemann, E., Die städtische Gemeinde im oberdeutsch-schweizerischen Raum (1300-1800), in: Blicke, P. (Hg.), *Land-gemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa*, München, 1991, S. 191-262.

⑨ 「名譽」を歴史学の分析概念とする認識については、Brunner, O./Conze, W./Koselleck, R. (Hg.), *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 2, Stuttgart, 1975, S. 1-63; Dinges, M., Die Ehre als Thema der Stadtgeschichte, in: *Zeitschrift für Historische Forschung* 16 (1989), S. 409-440; Schreiner, K./Schweholf, G., Verletzte Ehre – Überlegungen zu einem Forschungskonzept, in: id. (Hg.), *Ver-*

二 都市貴族像の理想と現実

(一) ショイレルの都市貴族観

ここでは、ショイレルが都市貴族をどのようなものととらえているのかを、「書簡」の内容に即して検討する。まず、「書簡」の冒頭部分では、書き手と受け手がそれぞれだれであるのか、そして「ニュルンベルクの行政組織とよき統治について」二六章にわけて「書くということが記され、^⑩その後各章がつづく。ショイレルの都市貴族観が端的にうかがえる最も重要な部分は、第二章と第八章である。

第二章には「ニュルンベルクの都市参事会員の数とその名称について」という題がつけられ、最上位で最も権力のある四二名による都市参事会(小参事会)とその構成について説明される。この四二名のうち三四名は古い憲章をもった高貴

letzte Ehre, Köln, 1995, S. 1-28. を参照。

⑩ 一九八〇年代を中心に研究がさかんになってきたといえよう。日本における研究として、ここでは、阿部謹也『中世を旅する人びと』(平凡社、一九七八年)、同『刑吏の社会史』(中公新書、一九七八年)、同『中世賤民の宇宙』(筑摩書房、一九八七年)、中村賢二郎『中世後期・近代初期ドイツの楽師』同編『前近代における都市と社会層』(京都大学人文科学研究所、一九八〇年)、同『ツンプトと賤民』同編『都市の社会史』(ミネルヴァ書房、一九八三年)、藤田幸一郎『手工業の名譽と遍歴職人』(未來社、一九九四年)をあげるにこだめる。他に、R. v. デュルメン(佐藤正樹訳)『近世の文化と日常生活 2』(鳥影社、一九九五年)、拙稿『中世末期ドイツ都市共同体と周縁集団——娼婦の存在形態を中心に』(前川和也編著『ステイタスと職業』(ミネルヴァ書房、一九九七年)も参照。

な家門から、八名は平民から選ばれるというのである（小参事会を含むニュルンベルクの統治機構の構成については後述）。この三四名に、先述の称号 *patricii* があてられ、八名の平民 *ゲマイン* (*gemein = gemein*) と対置される。都市参事会を構成する主要メンバーには、まずなによりも家柄の「古さ」と「高貴さ」が要求されていることがうかがえよう。

第八章には「ニュルンベルク都市参事会の性質と品位について」という題がつけられているが、そのなかでシヨイルルは都市貴族像をつぎのようにとらえる。^③

われわれの都市と公共の福利のすべての統治は門閥とよばれる人びとの手にある。かれらはつまり、祖父母の時代よりずっと以前から統治にたずさわり、われわれを支配してきた人びとである。^④

まず、シヨイルルはニュルンベルクの都市統治にたずさわっているのが、門閥 \parallel 都市貴族であり、かれらは系譜的に古い家系に属するものであるととらえる。つづいてつぎのようになる。

よそ者がそこに根づいても、平民であるならばならん支配力をもたない。支配力がかれらに帰属しないのは、神によるすべての力、そしてよき統治は、きわめてわずかの、万物そして自然の創造者によって特別の英知をあたえられた人びとにしか授けられないからである。それゆえ、われわれ（八人の例外）ですら、祖先がわれわれの都市でもまた統治にたずさわってこなかった者なら、ひとりとして都市参事会に議席をもつことはない。^⑤

すなわち、ニュルンベルク以外の土地から移住してきた者は、平民（手工業者層）であつたなら、つまり都市貴族でなければ、都市統治にたずさわることはできないということ、そして、都市統治にたずさわるのできる少数者による貴族的支配には、神の恩寵による正当性があたえられているということがよみとれよう。また、都市参事会内部の下位に属する八名の議員（「古参のゲナンテン」）ですら、その地位は、先祖代々、都市統治にたずさわってきた家系であつたからこそあたえられる、と認識されている（後述）。

第八章には、以下、統治の中心となる官職にはどのような人びとがなるのか、どのようにすれば昇進していくことがで

きるかといったことが説明されているが、「書簡」からよみとれる重要な点をまとめると、つぎのようになる。まず、都市貴族は出生身分として系譜的に閉じた存在であり、それを背景に統治の権限をあたえられる。かれらは都市参事会に所属し、「公共の福利」に寄与すべき公的責務を担う。^⑥ つぎに、都市貴族による都市統治機構は、規約によってではなく慣習にもとづいている。このことは、他の大多数の都市がツンフト闘争などをへて文書による積極的かつ多様な法的基盤を創出していったのと対照的である。シヨイルルは、その慣習がわりあい守られているとのべている。さらに、よその土地から新たにニュルンベルクにやってきた家系も、場合によっては、都市統治にたずさわれることもできるが、それは新参の家系が古参の家系によって選出される場合であるという。しかもこれらの家系の参入は、名譽ある生まれと家柄という資質をそなえている場合に限られる。

このように、シヨイルルの都市貴族観は、まず第一に「高貴さ(出生身分)」「古さ(系譜)」「生まれ(土着性)」を重視している点に特徴がある。都市貴族に求められるスタイルが明示されているといえよう。しかしその一方で、例外的な状況も認められている。すなわち、ニュルンベルク以外からの参入者の存在である。しかしその場合でも、「高貴さ」(あるいは出身地での「古さ」という点は、古参の家系による選出によって厳格化されているといえよう。しかしいづれにせよ、シヨイルルの都市貴族観はきわめて固定的かつ静態的なモデルであることにまちがいない。現実には、都市貴族はどのような存在の形態をしめしていたのであろうか。そこでつぎに、ニュルンベルクの都市貴族の一般的動向を、おもに家系の面からおさえておくことにしたい。

(二) ニュルンベルクの都市貴族家系

上部ドイツにある四つの大きな帝国都市(シュトラスブルク、アウクスブルク、ウルム、ニュルンベルク)および一部の小さな帝国都市の都市貴族の出自は圧倒的にミニステリアーレンである。^⑦ その多くが帝国ミニステリアーレンであり、シュタ

表1 都市参事会に登場する家系（家名と登場年）

(1300年以前)					
Anguilla	1233	Katerpeck	1283	Roter	1245
Behaim	1285	Kelberherre	1263	Ruthmannsberg	1233
Bigenot	1219	Koler	1246	Sachs	1282
Burlzin	1249	Kraft	1253	Schopper	1267
Ebner	1251	Kranfuz	1259	Schürstab	1299
Eisvogel	1296	Krumpsit	1253	Schuteloc	1233
Esler	1274	Kuedorfer	1236	Schuzelfleisch	1265
Eulfuz	1251	Maler	ca.1251	Staudigl	1242
Forstmeister	1243	Meurin	1249	Stein(er)	ca.1242
Fürer	1295	Muffel	1286	Streckfaden	1288
Geuschmid	1270	Mumler	1267	Stromer	ca.1236
Graf	1255	Nadler	1281	Teufel	1233
Gross	1274	Neuenmarkter	1259	Tockler	1254
Grundherr	1265	Nützel	1272	Turbrech	1228
Haller	1293	Ortlieb	1260	Ungelter	1253
Hennagel	1226	Pfinzing	1233	Viehtel	1285
Hönighauser	1279	Ratzhard	1251	Vorchtel	1243
Holzschuher	1228	Reinger	1255	Weigel	1281
Kaewazzer	1276	Rosa	1251	Willekin	1255
(1318年)					
Behaim	…E	Ortlieb	…1442, ~1478		
Ebner (2名)	…E	Pecus(Viehtel?)	1318		
Geuschmid	1347	Pfinzing (2名)	… ~1764		
Haller	-E	Pilgram	…1357+		
Holzschuher	…E	Puel	1318		
Katerpeck	…1347, ~1395	Schmugenhofer	…1378, ~1469		
Koler	… ~1688	Schopper	… ~1489		
Kuedorfer	…1369, ~1598	Stromer (2名)	…E		
Mentelein(Mendel)	…1344, ~1361?	Teufel	…1441, ~1451		
Muffel	… ~1784	Vorchtel (2名)	…1447, ~ ca.1505		
Nützel	… ~1747				
(1332年)					
Ebner (2名)		Nützel			
Eisvogel	…1401, ~1420	Ortlieb (2名)			
Gross	…1558, ~1589	Pfinzing (2名)			
Haller		Pilgram			
Holzschuher (2名)		Schopper			
Katerpeck		von Stein	…1365, ~1395		
Kuedorfer		Stromer			
Mentelein		Teufel			
Muffel		Vorchtel (2名)			
Neuenmarkter	… ~1361	Weigel (2名)	…1374, ~1430		

- : 中断なし … : 中断あり E : 帝国崩壊 ~ : 断絶あるいは移住

+ : その後さらに（登場年は不明）

(出典) Ch. von Imhoff, *Berühmte Nürnberger aus neun Jahrhunderten*, Nürnberg, 1989, S. 419-420. より作成。

ウファアの都市政策のプロセスで、あるいはシュタウファアの帝国領邦政策 (Reichslandkonzeption) 崩壊後に帝国都市に移住し、そこで指導的地位を獲得した。ニュルンベルクの場合、ムツフェル (Mutla)、ヴァイゲル (Weigel)、キュードルファー (Kuhdorfer)、プフィンツィング (Pinzing)、ホルツシューハー (Holzscherer)、ハラー (Haller) といった古参の都市貴族が、帝国ミニステリアーレンを出自とする家系である。これらの家系は、一三世紀の段階で、市民共同体 universitas civium の市長 (consules) や裁判審判人 (scabini) などをつとめ、しだいに都市における指導的地位をかためていった(表1参照)。また、周辺領域のラント(農村)貴族家系と婚姻関係を結び、騎士の憲章を獲得するなどして、一二七六年以降には、一般に(下級)貴族をしめす *heir* の称号をえた。

しかし、一四世紀後半以降、都市戦争などを契機に経済的危機に陥ったラント貴族が、以後、騎士家門、武芸家門 (Turnierschlecht) として、社会的にも意識のうえでもしだいに閉鎖化傾向を強めていったのに対し、都市貴族は、すでに従事していた遠隔地商業や金融業での成功によって巨大な富を蓄積した。こうして、都市貴族とラント貴族のあいだの身分的・社会的分離は顕著になった。^⑩ところが、一五〇〇年頃には、都市貴族もまた下の階層、とりわけ「良家」(Ehnbaren) 階層に対して閉鎖化傾向をしめすようになる。それは、どのような社会的現実を前提としていたのか。一四・一五世紀における都市貴族の家系についておさえておかなければならない。

先述したように、ニュルンベルクでは、都市参事会(小参事会)を占有するのが都市貴族であった。しかし、都市貴族の家系は固定されてはおらず、一四世紀前半以降、都市貴族層に新しい家系が数多く参入した(表2参照)。ニュルンベルクの商業的隆盛とともに新しく参入したこれらの家系は、小参事会に選出される権利とともに古参の都市貴族家系との婚姻資格を獲得したのである。このように新しい家系が参入した最大の要因は、古参の都市貴族家系が著しく減少したためであったと考えられる。ホフマンによれば、一三三三年から一五二一年までのあいだに、三五あった古参の都市貴族家系のおよそ半分が断絶するか、他所へ拠点を移したという。^⑪そのため、新しい家系でその穴埋めをする必要が生じたのである。

表2 1332年以降に新たに都市参事会に登場した家系

Grundherr	1340…E	Paumgartner	1396… ~1726
Tucher	1340…E	Steinlinger	1397…1455, 1477, +
Maurer(Meurl)	1342…1357, 16. Jh. ?	Imhoff	1402…E
Tetzel	1343… ~1736	Rummel	1402…1575, +
Puck	1344, ~1427	Zollner	1402…1471, ~1543
Groland	1346… ~1720	Valzner	1403…1418, ~1426
Nadler	1347, 1352, ~ ca.1360	Schütz	1404, 1405, +
Hüller	1352, 1353, ~ ca.1360	Kress	1418…E
Krauter	1352…1369, ~ ca.1450	Münzmeister	1418…1423, +
Langmann	1352…1369, ~1381	Zingel	1435…1481, ~1539
Seibold	1352, ~1369 ?	Rieter	1437… ~1753
Geuder	1353…E	Löffelholz	1440…E
Mendel	1354…1508, ~17. Jh.	Hegner	1441…1459, +
Derrer	1355… ~1706	Kammermeister	1443, 1445, ~1741
Kestel	1355, ~1355	Lemmel	1447…1473, ~1513
Schürstab	1355… ~1668	Reich	1447…1535, ~1578
Ammann	1357…1380, ~1483	Harsdorfer	1450…E
Haid	1357…1396, ~ ca.1500	Hirschvogel	1450, ~1550
Ehinger	1360, 1362, +	Meichsner	1453…1466, ~18. Jh. ?
Sachs	1360…1372, ~ ca.1500	Starck	1453…1659, ~1715
Volckamer	1362…E	Prünsterer	1455, ~ ca.1495
Zenner	1377, 1379	Rehlinger	1468-1473, +
Flexdorfer	1380…1393, ~1450	Topler	1475, ~1687
Wagner	1380, ~ ca.1400	Wolf	1499-1504, +
Grabner	1381, ~1458	Fürer	1501…E
Pirckheimer	1386…1522, ~1530	Fütterer	1504…1574, ~1586
Graser	1395…1451, ~1470	Welser	1504…E
Pömer	1395…E	Schlüsselfelder	1536… ~1709

※ 凡例・出典は表1におなじ

その一部はニュルンベルクの土着の「良家」(富裕市民)から、一部は上部ドイツの他の都市の都市貴族から、また一部は周辺のラント貴族から補充された。表2からも確認できるように、一五世紀には、さらに二三家系が「良家」から都市貴族に身分的上昇をなした。はじめの二、三〇年は、騎士家系や他の都市の都市貴族がおもであったが、一五世紀後半には相当の経済力を意のままにできる企業家や大商人のなかから選ばれたという^②。そのさい、はじめは一門のなかのひとり個人として参事会に議席をもったが、やがて一門全体が参事会資格を有するようになった。こうして、古参の都市貴族家系の喪失をきっかけとして、新しい都市貴族家系が創出されたが、一五世紀の終わりにかけて、たえず新しい都市貴

族家系を補充しつづけていたこと、しかも、もはや出生身分にもとづく「高貴さ」による基準よりも「富裕」であることが重視されるようになっていたことは、確認しておいてよいだろう。

そのなかで例外的なケースとして、フュッテラー(Fühler)家とヴェルザー(Welser)家をあげておこう。手工業者層出身のフュッテラーは金融業などで成功をおさめ、一五〇四年に都市貴族としてうけいれられた。一方、アウクスブルクの最も富裕な都市貴族であったヴェルザーは、同年、ニュルンベルクでも都市参事会議席を獲得した。反対に、商業的成功をおさめた富裕な家系でありながら、ニュルンベルクの都市貴族としてうけいれられなかったものもある。ランダウアー(Landauer)、ザイラー(Sailer)、ガルトナー(Gartner)などがそれである。しかしこれらの家系は、他の帝国都市に招聘され、その都市の都市参事会員としてみいだされる。^⑬

エンドレスによれば、都市貴族に上昇した家系の数は全体として、土着の家系よりも他の上部ドイツの都市から参入した家系のほうが圧倒的に多かったという。^⑭より厳密を期すならば、新しく参入した都市貴族家系の出身地などをひとつひとつ調査し、その背景をさぐる必要があるが、ここではそのゆとりはない。

さて、こうした変化のもと、ニュルンベルクの都市貴族家系にとって決定的な意味をもったのは、一五二二年の舞踏条令(Tanzstätt)であろう。市庁舎での舞踏はひとつのステータス・シンボルであったが、この条令は、そこに招待されるべき都市参事会資格のある家系数を限定し、血統原理をさだめたのである。それ以降、ニュルンベルクの都市貴族は排他的・閉鎖的身分となった。ここでは、都市貴族として限定された四三の家系は「古さ」と「品格」によって三つのランクに区分される。第一ランクの「最古参」一六家系、第二ランクの「古参」一一家系、第三ランク「新参」の一六家系である(表3参照)。そして、これ以外のすべての市民家系はたんなる「良家」として都市参事会資格から除外された。実際、一七二八年までのおよそ二〇〇年間、一部の例外をのぞいて、新しい家系が都市貴族にうけいれられ、都市参事会に登場することはなかったのである。^⑮

表3 舞踏条令(1521年)による都市貴族家系の区分

最古参	Pfinzing, Ebner, Haller, Grundherr, Tucher, Koler, Holzschuher, Behaim, Stromer, Nützel, Muffel, Schopper, Schürstab, Mendel, Volckamer, Gross
古参	Geuder, Groland, Tetzl, Derrer, Paumgartner, Pirckheimer, Rummel, Pömer, Rieter, Imhoff, Kress
新参	Löffelholz, Hegner, Prünsterer, Meichsner, Reich, Zingel, Harsdorfer, Hirschvogel, Zollner, Rehlinger, Topler, Wolf, Fütterer, Welser, Fütirer, Schlüsselfelder

(出典) *Die Chroniken der deutschen Städte von 14. bis ins 16. Jahrhundert*, hg. v. C.Hegel, Bd.1., Leipzig, 1862, Stuttgart, 1961, S. 216-217. より作成。

その例外とはなにか。それは、第三ランクの「新参」として固定されたなかの一家系シュリュッセルフェルダー(Schlüsselfelder)である。表2からも確認できるように、この家系がニュルンベルク都市参事会にはじめて登場するのは一五三六年である。したがって、舞踏条令が発布された一五二二年の時点では、まだ都市貴族にはなっていない。そこで考えられるのは、この「固定化」が一五二二年ではなく一五三六年以降のものであるか、あるいは一五二一年の「固定化」に、一五三六年以降になってから、この家系をくわえたかである。いずれにせよ、いまや確認のすべはない。

興味深いのは、おなじ一五二二年の舞踏条令として固定された都市貴族家系の区分にかんして、先述のものとは異なるパターンが存在していることである。第一ランクの「古参」二〇家系、第二ランクの「新参」七家系、それに第三ランクとして、一四四〇年から一五〇四年までのあいだに「受容」された一五家系という分類である。しかも全部で四二家系である。このパターンにおける第一ランク「古参」の二〇家系は、おそらく先述のパターンの「最古参」一六家系に、おなじく「古参」の一一家系のなかから一三五五年までに都市貴族家系となったテッツェル(Tetzl/一三四三年)、グロラント(Groland/一三四六年)、ゴイダー(Geuder/一三五三年)、デルラー(Derrer/一三五五年)の四家系がくわえられたのであろう。ここでは、「受容」された一五家系のなかにシュリュッセルフェルダーは含まれていない。こうした状況から、都市貴族家系の固定化ないし固定化された都市貴族家系のランクづけは、一六世紀初頭の過程で、たびたび改正されたのではないかということが推定できる。そこには、どの家系をどのランクに分類するか、とりわけ第一ランクか第二ランクかといった

点で、家系どうしの権力関係が交錯していたであろう。そのように考えるなら、一三三二年以降に新しく都市貴族に参入した家系であるトゥーハー(Tucher/一三四〇年)^⑩やフォルックアマー(Volkamer/一三六二年)は、本来なら第二ランクの「古参」に分類されるべきであるのに、なぜ第一ランクの「最古参」に分類されているのか、その理由もある程度は説明がつくであろう。すなわち、有力家系であった両家が、「最古参」への編入を意図的に、段階的におこなったという説明である。そこには、第一ランク(最古参)に格づけされること、すなわち「古さ」「品位」を都市貴族家系自身が重視していたという意識が垣間見える。

こうして都市貴族の固定化は、一六世紀初頭の過程で段階的におこなわれたと考えられる。それは、一四・一五世紀とは異なり、もはや新しい家系を都市貴族として迎え入れる必要がなくなったことをしめしているといえよう。逆にいえば、一四・一五世紀とは、ニュルンベルクにとつての危機の時代であったといえる。すなわち、古参の都市貴族家系の断絶あるいは経済的な没落、一三四八年のツンフト蜂起、ペストをはじめとする災禍、ブランデンブルク辺境伯との緊張関係(後述)など、対内的・対外的な危機の時代であり、それを克服するために都市貴族の責任能力が問われ、主導的力が要求される緊迫した時期であったということである。そして、新家系を補充しながら都市貴族家系を維持・再建しようとする努力の結果、一六世紀にはその危機をひとまず脱却することができたと考えられる。

シヨイルルの「書簡」が執筆されたのは、一五一六/一七年であった。ニュルンベルク都市参事会の法律顧問官であったシヨイルルは、その立場上、一四・一五世紀における都市貴族家系の動きを知っていたと考えてよい。したがって、如上のニュルンベルクの都市貴族家系の形態は、シヨイルルが都市貴族観を提示するさいにも、少なからず影響をあたえていたであろう。しかし、「書簡」のなかで、都市貴族とは祖先より都市統治にたずさわってきた高貴な家系であると、なお「古さ」「高貴さ」を都市貴族の条件として考えていたシヨイルルにとつて、一四・一五世紀の都市貴族家系の現実とは、「古さ」「高貴さ」をそなえた古参の都市貴族家系の危機として認識されるものであったといいかえることもできよう。

古参の都市貴族の没落への「危機感」をつのらせつつ、シヨイルルは「書簡」のなかで、都市貴族のあるべき姿を描いたのである。

しかし、都市貴族の危機についての説明を、如上の一四・一五世紀における全体的な経過にのみ求めることはできない。それらはいくまで、ニュルンベルクの都市貴族に坎する一般的理解にとどまる。より具体的な状況下での理解には、都市貴族相互の権力関係のなかでもとらえられるべきである。そこで次章では、シヨイルルのいだいた都市貴族への「危機感」を、都市貴族の権力構造をふまえた別の側面から検討することにした。

- ① *StChr* Bd.11, S.785f.
- ② *StChr* Bd.11, S.786f.
- ③ *StChr* Bd.11, S.791f.
- ④ Alles regiment unserer stat und gemainen nutzes steet in handen der so man geschlechter nennet, das sein nun solliche leut; dero anen und uranen vor langer zeit her auch im regiment gewest und uber uns geherscht haben.
- ⑤ frembding so allda eingewurtzelt und das gemain völklein hat keinen gewalt: es steet inen auch nicht zu, dieweil aller gewalt von gott, und das wolregirn gar wenigen und allein denen so vom schepfer aller ding und der natur mit sonderlicher weysshaft begabet sein verlihen ist. derhalben würt bei uns (acht augenomen) niemant in rath gesetzt, des elern zuvor nicht auch in unser stat regiert haben,....
- ⑥ 「公共の福利」にひとびた、特本を種なくして、Merk. W., *Der Gedanke des gemainen Besten in der deutschen Staats- und Rechtsentwicklung*, Weimar, 1934, Diehl, A., Gemeiner Nutzen im

Mittelalter, in: *Zeitschrift für württembergische Landesgeschichte* 1 (1937), S. 296-315. をあげておこう。他に、拙稿「エーラント中世都市における「公共の福利」理念」【史料】七六卷六号（一九九三年）を参照。また「公共の福祉」「公共の利益」といふかべいからうたいへ。

- ⑦ Batori, I., Das Patriziat der deutschen Stadt, in: *Zeitschrift für Stadtgeschichte, Stadtsoziologie und Denkmalpflege* 2 (1975), S. 1-30; Hauptmeyer, C.-H., Probleme des Patriziats oberdeutscher Städte vom 14. bis zum 16. Jahrhundert, in: *Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte* 40 (1977), S. 37-56; id., Vor- und Frühformen des Patriziats mitteleuropäischer Städte, in: *Die alte Stadt* 6 (1979), S. 1-20; Berthold, B., Charakter und Entwicklung des Patriziats in mittelalterlichen deutschen Städten, in: *Jahrbuch für Geschichte des Feudalismus* 6 (1982), S. 195-241; Schulz, K., Stadtadel und Bürgertum vornehmlich in oberdeutschen Städten im 15. Jahrhundert, in: Elze, R./ Fasoli, G. (Hrsg.), *Stadtadel und Bürgertum in den italienischen und deutschen Städten des Spätmittelalters*, Berlin,

- 1991, S. 161-181. なおを参照。また、ミニステリアーレン研究の動向を紹介したものととして、相澤隆「ドイツ中世都市と家人層——ライン河以東の諸都市の場合」『史学雑誌』九二巻六号(一九八三年)をあげておこう。
- ⑧ Endres, R., Adel und Patriziat in Oberdeutschland, in: Schulze, W. (Hg.), *Ständische Gesellschaft und soziale Mobilität*, München, 1988, S. 221-238, 233-234, S. 223ff.
- ⑨ Hofmann, a.a.O., S. 66; Isenmann, *Stadt*, S. 270.
- ⑩ Endres, a.a.O., S. 224ff.
- ⑪ Hofmann, a.a.O., S. 72.
- ⑫ Endres, a.a.O., S. 227.
- ⑬ Endres, a.a.O., S. 228.
- ⑭ Endres, a.a.O., S. 228.
- ⑮ *SKGr.* Bd. I, S. 216-217.
- ⑯ 一七一九年に、Gugel, Oehafen, Pessler, Scheurl, Thill, Waldstromer の六家が、一七八八年には、Peller, Praun, Woelcken の三家が都市参事会にうけいれられた。Endres, a.a.O., S. 228f.; Isenmann, *Stadt*, S. 271.
- ⑰ Endres, a.a.O., S. 228; id., *Sozialstruktur Nürnbergs*, in: Pfeiffer (Hg.), *Nürnberg*, S. 194-199, 233-234, S. 196.
- ⑱ トゥーナー家にかんしては、Grote, L., *Die Tucher*, München, 1961. を参照。

三 都市貴族の政治的名譽

イーゼンマンが定義しているように、都市貴族とは、まず第一に政治的・社会的身分であり、そこにそなわる政治的・社会的名譽が、他の階層・集団に対する都市貴族の排他性の基礎をなしていた。^①都市貴族的名譽とは、すなわち政治的名譽を中心とするものであり、これが都市貴族の社会的地位を規定するものであったといえよう。また、この政治的名譽の喪失は、都市貴族の存立基盤を危うくするものであったといってもよい。したがって、個々の都市貴族は威信を保つために政治的名譽を増進させると同時に、それを失わないようにする必要があったのである。

都市統治に目をむけた場合、いうまでもなく、より高位の役職につくことが、政治的名譽を増進させることにつながる。そこでまず、そうした観点から、あらためてニュルンベルクの都市統治機構を概観してみることにしよう。

(一) 都市統治機構

ニュルンベルクの都市統治は、都市参事会を中心におこなわれた。都市参事会は大参事会と小参事会とに分かれる。たんにニュルンベルク都市参事会といった場合には、統治機構の中枢であった小参事会のほうをさした。都市貴族は、この小参事会に所属していたのであり、この小参事会に家族の成員をおくりこむ力があるということが、都市貴族たるゆえんであったといえる。以下、個別に統治機構をみてみよう^②（図参照）。

まず大参事会である。大参事会は、ゲナンテンとよばれる三〇〇〜四〇〇名のメンバーで構成される。ゲナンテンは、市民共同体の代表として、裁判における証人、宣誓介助人、告訴人といった役目をはたし、下級官職の保有者にもなりえた。ゲナンテンには、都市貴族家系の若手成員や富裕市民、ニュルンベルクに移住してきた有力者などがなつたのであり、ここで成功すれば、小参事会メンバーへの昇格の道も開かれた。したがって大参事会は、市民を統合し

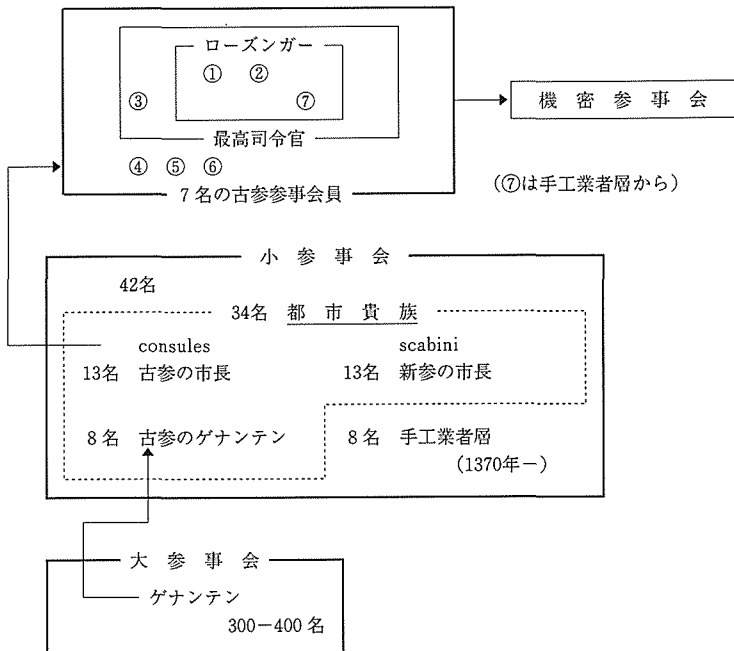


図 ニュルンベルクの統治機構の構成

ていく機能をはたすと同時に、都市権力機構に接近するための登竜門でもあったといえる。^③

一方の小参事会(内部参事会ともいう)には、まず二六名の市長がおかれた。古参の市長(Älteren Bürgermeister)と新参の市長(Jüngerer Bürgermeister)がそれぞれ一三名ずつである。実務は各グループから一名ずつ、計二名(四週間交代)によって行政、裁判、外交などが統括された。かれらはゲナンテンのなかから六〜八名の傑出した人物を「古参のゲナンテン(Älten Genanten)」に任命し、小参事会における議席と投票権をあたえた。また一二七〇年以降、八名の手工業者出身のゲナンテンが小参事会に選出された。かれらは市長や「古参のゲナンテン」と同等の権利を有していたが、実務からは除外されていた。これらおよそ四二名が都市統治の中核である小参事会のメンバーであった。

さて、この小参事会とは別に、より高次の統治機関として、小参事会員のなかから選ばれた七名の古参参事会員(Älteren Herren)が構成する最重要委員会が存在した。七名の内訳は、名望のある市長から六名、経理官として、手工業者出身のゲナンテンから一名である。六名のなかからは、さらに、外交政策に権限をもつ三名の最高司令官、またさらにそのなかから、ローズンガーとよばれる二名の財政行政官が選ばれた。七名の古参参事会員は機密参事会を組織し、小参事会での協議にさきだつて重要事項を調査・協議した。そのさい、古参参事会員は、すべての場合において、その裁量・責任によって都市の繁栄、すなわち公共の福利を促進する権利・義務を負ったのであり、それゆえ、都市の財政・外交政策において最も重要な役割を担っていたといえる。

ローズンガーは、ローズング、すなわち都市資産税の徴収、金銭の保管・管理をおこなうと同時に、都市のすべての収入の管理、あるいは出費の賄いを委ねられた最高官職である。市庁舎に設置された執務室に隣接する部屋には、都市行政にとって重要な、都市の各種文書、特許状、債務記録、受領証、請求書、書簡、帳簿類とともに、ローズンガー自身によって書かれた収入・支出の記録が保管されていた。一三八六年以降、三名おかれていたローズンガーは、他のすべての官職と同様、毎年、小参事会によって選出されたが、実際のところは同一人物が再選される終身保有の官職であった。三名

のうち二名は上級ローズンガーとして、先述したように、二六名の市長のなかから選ばれて実務を担当したが、残りの一名は手工業者出身のゲナンテンから選ばれたものの、さしたる役割を担うこともなかった。したがって、以下、ローズンガーを問題にするさいには、二名の上級ローズンガーをさしていることをことわっておきたい。

ローズンガーは、都市参事会員のだれも知らない都市の財政状況を知っていたばかりでなく、都市のすべての官吏の行動を点検し、容易に文書類を調べることによって都市行政の実際をつぶさに見通すことができたといえよう。ローズンガー職には、都市参事会員から最も高い信頼がおかれたのであり、ローズンガーはこのうえない社会的な名声と信頼をえていたのである。

このように、ニュルンベルクの都市統治機構のなかで最高の政治的名譽を授かったのは、まぎれもなくローズンガーであった。ショイレルは「書簡」のなかで、ローズンガーをつぎのように位置づけている。^④

しかし一方で、かれらが日々その名譽を増やしていけば、新参の市長から古参の市長に、古参の市長から七名の古参参事会員になり、そこからさらに最高司令官、そして最後にローズンガーに選ばれることができる。それゆえわれわれになんらかの偉業があれば都市参事会員でいられるし、より多くの偉業があれば古参の市長になることができるし、しかし最大の偉業をなせば古参参事会員もしくはローズンガーになることができる。^⑤

このように、ショイレルは、都市参事会の官職をひとつの出世コースととらえ、その終点にローズンガーをすえる。そしてそこに行きつくには、名譽を維持・増進していくことが不可欠であった。しかし、その可能性については、ショイレルはつぎのようにとらえている。

その場合、もうすでにわれわれの都市には多くの門閥が存在し、そこから都市参事会が確保されるが、しかしさらに古参の市長身分に昇進できない者はたくさんいるし、門閥でも七名の古参参事会員にうけいられる者はごくわずかである。さらにわずかなのが、そこから最高司令官にうけいられる者であるし、またしかしそこからローズンガーに選ばれることはまずほとんどない。^⑥

シヨイルルが認識しているとおり、ローズンガーへの昇進の可能性はこのうえなく小さいものであり、しかも先述したように、一度ローズンガー職についてしまえば、終生そこにとどまることができたため、それ以外の人物がローズンガー職につく可能性は、皆無に近かったといえる。

(二) 名誉の喪失

さて、以上のようなニュルンベルクの都市統治機構の概要から、都市貴族が所属する都市参事会(小参事会)において、ローズンガー職が最高の名誉を享受していたこと、しかもローズンガーへの昇進は段階的で、きわめて狭き門であったことが確認できた。そこで、それらをふまえたうえで、つぎにしなければならぬのは、高度の政治的名誉を享受したローズンガーと都市貴族の関係を、具体的な政治行動のなかで明らかにすることであろう。ローズンガーに限らず要職就任者は、その職務の執行によって、個人的に大きな政治的名誉を享受したが、それと同時に、都市の名誉、公共の福利といったものを維持し増進させる義務を負った。個人の政治的名誉が高まれば高まるほど、都市の名誉への責任も重くなったのであり、その意味で、個人の政治的名誉と都市の名誉とは連関しあい、不可分の関係にあったといえよう。

例えば、行政・財政・外交といった面で、都市の名誉が万一そなわれた場合には、当然のことながら、個人の政治的名誉も著しくそなわれることになった。個人にそなわる名誉は、たいへん傷つきやすいものであり、名誉が傷ついた、あるいは傷つけられた場合には、ただちに名誉回復をしなければ、身分的な存立基盤すら失われることになった。^⑦したがって名誉とは、名声・威信の賜物であるとともに、個人の政治的・社会的地位をも左右しうるものであったといえる。しかも、名誉が前面に出てくるのは、とりわけ、個人の、あるいは集団の名誉が脅かされたり攻撃されたりして葛藤が生じた場合である。^⑧それゆえ、都市貴族世界における政治的名誉についても、名誉の喪失という場面において考察することが妥当であろう。以下では、ムッフエル家とテツェル家という、ニュルンベルクのふたつの都市貴族家系における政治的

失脚事件をとりあげ、それぞれが都市統治機構のなかでどのような様態をしめし、そこに他の都市貴族とのどのような関係がみいだされるかを分析する。しかしそれは、たんに政治的に失脚したというだけの意味合いでとらえられるべきものではなく、ともに、Ehrenstatte、すなわち、名誉剝奪刑、不名誉な罰というレッテルがはられている点で、名誉の問題と密接に結びつく。名誉が日常のあらゆる行動を規定していたことにまちがいはなく、都市貴族どうしのあいだでも、名誉にかんする係争は日常茶飯事であった。しかし、ここでは都市統治における政治的な文脈でのみ問題にすることにした^い。

① ムッフェル家

ムッフェル家は、一二八六年にニュルンベルク市民として文書にはじめて登場した最古参の都市参事会家系である^④。おそらくミニステリアーレン出身であり、一三世紀後半にニュルンベルクに移住、形成期の都市参事会家系にうけいれられた。一三一八年にはすでに、都市参事会の成員として登場していた。

三代目のニコラウス・ムッフェル(一四一〇—一四六九年)は、皇帝と親交のあつた祖母のもとで成長、一四二五年にはすでに相当の所領財産を相続し、二一歳のときにマルガレーテ・フォン・ラウフェンホルツと結婚、一四三三年には都市参事会員に選出された。以後、終生とぎれることなく都市参事会に所属することになった。一四四三年には古参の市長、二年後には七名の古参参事会員のひとりに選出された。以降、たびたび帝国都市ニュルンベルクの外交代表として活動する。一四四四年からおよそ四年間は、帝国都市ウルムにおいてシュヴァーベン同盟におけるニュルンベルクの利害を代表した。一四四九年のマルクグラフ(辺境伯)戦争(第一次)勃発後は、ウイーンの国王宮廷に派遣され、ニュルンベルクにとつて有利な結果になるようフリードリヒ三世に働きかける役目を担った^⑤。外交代表としてのクライマックスは、国王のイタリア行きへの参加であった。ニュルンベルクの代表団の長、また皇帝戴冠のための帝国財宝の携行の責任者として

一四五二年三月ローマに赴いたムッフェル自身、この榮譽をたいへんな誇りとして覚書(Gedenkbuch)に記している。ニュルンベルクに帰還したのは、最終的に一四五五年のこと、都市参事会はかれの外交活動に満足していた。かれは課せられた任務の遂行に成功したのである。一四五七年、第一ローズンガーに選出されたムッフェルは、第二ローズンガーとともに都市参事会の、ひいては都市の首位に立った。かれは都市の最高官職の獲得によつて、すべての名声・威信をそなえたと同時に、豊かな封土、大勢の子供にめぐまれ、ニュルンベルク近郊の豪邸に居住した。

しかし一四六九年、突如として悲劇的な失脚を迎える。公金横領ならびにニュルンベルクのブルクグラーフでもあったブランデンブルク辺境伯への都市参事会の機密事項漏洩の罪に問われたのである。一四六九年二月一日に逮捕され、告訴および審理ののち、二月二八日に窃盗のため絞首刑との判決、即日、刑は執行された。

公金横領の原因については、個人的な借財のためとする説が有力である。さまざまな要因による経済的窮地のなかで、一四六八年夏、市庁舎にある執務室の金庫から一〇〇〇グルデンを盗んだというのである。しかしそのことは、さしたる問題ではない。むしろ、年代記作者のヨハネス・ミュルナー(一五六五—一六三四年)が記しているように、都市の最高権力者たるローズンガーであったムッフェルが、「屈辱的な処罰」をうけたというこのほうが問題であろう。^⑩かれが絞首刑に処されたことはおろか、処刑されたことすら、だれも予想しえなかったほどのこの結末は、どのように導かれたのか。以下、ミュルナーの記述にもとづいて、ムッフェルの処刑にいたる経緯を考察してみよう。^⑪

一四六八年六月、公金横領の疑いがはじめてかけられたとき、ムッフェルにとつて、ニュルンベルクではまさるものがない地位にあつたこと、最高の名誉を享受していたことが幸いした。第二ローズンガーであつたアントン・トゥーハーが、七名の古参事会員に報告したところ、みなおなじく驚愕したもの、いましばらく事を表沙汰にしないように決められた。そして数週間後、執務室の金庫が一〇〇〇グルデンとともになくなつていたときも沈黙が守られた。トゥーハーが金庫の所在をたずねたところ、ムッフェルは、両替商に手わたしたと答えた。それは明らかに虚偽の供述であつたが、ト

ウーハーはそれ以上の釈明を求めたことを避けた。ムッフェルには皇帝の宮廷や上級貴族に後ろ楯があり、公訴することは困難であった。古参参事会員たちは、金銭問題のために皇帝や上級貴族との抗争を招くことを望まなかったのである。そのため、ムッフェルへの審問の過程では、事態の公表を回避し、沈黙を守りつつ成り行きを静観していたこと、執拗な追及も避けたことなど、この時点では、ムッフェルの名誉が傷つかないように、あらゆる配慮がなされていたことは注目に値しよう。

一四六九年二月、ムッフェルが都市参事会の機密事項の漏洩を認めるとき、はじめて横領が問題となった。辺境伯とながりをもち聖エギディエン修道院長に都市参事会の決議文書を渡したことを白状したことで、ムッフェルは都市参事会を追われ、残りの都市参事会員は、かれに対し今後どのような措置をとるべきかを協議した。これを機に、トゥーハーはもう一度、横領事件を議題にし、それにもとづいて都市参事会はムッフェル逮捕を決定した。ムッフェルは尋問され、横領を白状した。かれは贖罪として弁済を申し出たが、救われなかった。裁判は絞首刑の判決を下し、即日、執行されたのである。

ムッフェルは、長年にわたり、さまざまな人的結びつきによって育んできた個人の名誉を、みずからの過失によって消耗させたといえよう。そこには、都市の機密事項の漏洩による都市の公的利害への侵害という決定的な弾劾理由が存在する。しかしここで、都市参事会内部においても広範に存在していた都市貴族どうしの対立関係を無視することはできない。一度は事を表沙汰にしないなど、最高官職保持者の名誉への配慮をみせたものの、ミュルナーが指摘しているように、かれの人的結びつきがもはや、かれの助けとはならないことを政敵が察知するや、たとえローズンガーであれ、みずから名誉を消耗した人間を、その官職から、そして人生からも追い落とすべく、機会をのがさず利用したのである。ムッフェルは一般の窃盗犯とおなじく絞首刑となったが、刑の決定までの審理はさわめて短期間であり、しかも刑の執行は、敏速に、人びとの注目を集めることもなくおこなわれた。それは、時間をおいて刑への斟酌がなされることを避けるためであった

ろう。しかし同時に、ローズンガーへのこの対応は、もはやこれ以上の大窃盗の被害をうけずにすむ結果となったのである。都市の名聲がこれ以上そなわれることから免れたのである。

ただし、このことが、ムッフェルははたして公金横領のために処刑されたのか、それとも別の理由があったのかという疑問を、同時代人に残したということには留意しておいてよいだろう。かつて同様の権力者たちは、いずれの都市においても、ここで立証されたような過失では、絞首刑にはならなかったであろうということである。おなじ一四六九年に、ムッフェルは潔白であり、政敵アントン・トゥーハー、ヨブスト・テッツェルの陰謀の犠牲となった、という内容の民衆歌謡が生まれた。ムッフェルの処刑後、トゥーハーが第一ローズンガーに昇格したのは事実である。歌謡の作者の Hans Ubertwech は、ムッフェルの名声・名聲が無傷のままそなわれていないとのべる。その判断は、ここでは保留せざるをえない。ただし、失われた名聲は、その後、回復され、息子のひとりガブリエルは「古参のゲナンテン」として都市参事会に復活し、孫のヤーコプは市長から七名の古参参事会員のひとりになっている。いずれにせよ、ニコラウス・ムッフェルの名誉喪失が、同時代認識にもあらわれているように、ニュルンベルクの都市貴族家系の対立関係のなかに位置づけられると考えるのは、あながちはずれてはいないであろう。

しかし、その都市貴族家系の対立関係には、それを生み出した構造的背景がともなっていると考えられる。名誉喪失の意味を明確にするためにも、その点をさらに探ってみる必要がある。そこでつぎに、都市貴族家系テッツェル家の場合をみながら、考察を進めることにしたい。

② テッツェル家

テッツェル家は、もともと商業で名をなし、一三四三年にはじめて都市参事会に登場、一三七〇年以降はつねに、少なくともひとりにはニュルンベルク都市参事会のなかの最重要統治機関のメンバーを輩出した古参の有力な都市貴族家系であ

る。^⑮ ニュルンベルク周辺には、小都市グレーフェンベルクをはじめ多くの領地を所有、またブランデンブルク辺境伯の封臣でもあり、一四七〇年以前にはフランケン人のラント貴族とたびたび婚姻で結ばれていた。その関係もあつてか、テツツエル家は外交において重要な役割をはたした。とくに一四世紀後半以降、ニュルンベルクは市外に領域を拡張していき、ひとつの領域国家を形成していたが、マルクグラーフ戦争以降、近隣諸侯とのあいだに絶え間ない不和が生じており、辺境伯とも緊張関係にあつた。辺境伯領はニュルンベルクを三方から取り囲んでおり、森林罰令(禁制)権(Forstban)や上級・下級裁判権などをめぐつてニュルンベルクと小競り合いをくりかえしていたため、都市にとつては、権利の防衛、強化の必要があつたのである。一四五三年、ヨブスト・テツツエルはニュルンベルクと辺境伯とのあいだの平和協約に賛成し、辺境伯に歓迎された。以後のテツツエル家の繁栄は著しく、一五〇〇年前後、孫のアントンの頃には、テツツエル家のニュルンベルクでの影響力は決定的になつていた。

ところで、ニュルンベルクはその領域拡張にさいし、ランデスヘルシャフト(領域支配)体制の整備を課題とし、徴税、兵營徴発に腐心した。^⑰ 都市貴族家系の市外所領は、一部に諸侯のレーエンを含みつつも増加し、一五世紀中葉にはすでに、およそ三〇〇〇名の荘民(Hinensassen)が各地に保有されていた。その背景には、各家系が都市においては市民、自領においては封建領主として存在し、都市統治機構への影響力を増大させるためには、領地および支配権の拡大、それにとつてなう財産基盤の確立が必須であつたという実情がある。そのさい、多大なリスクをとつてなう商業資本よりも、領地経営による封建的資本のほうがはるかに安全であることを認識した都市貴族が、市外所領の拡大によつて、しだいにラント貴族化の傾向をしめすようになったことはおさえておく必要がある。また、フェステン・ホイザーとよばれる軍事施設が、都市貴族の領地に存在した場合、緊急時にはいつでも都市軍隊に開放されることが要求された。^⑱ 都市貴族の私的な利害よりも、都市の公的な利害が優先されたのである。こうしたなか、都市当局と各都市貴族家系、あるいは都市貴族のあいだで、それぞれの利害をめぐり、しばしば対立関係が生じた。以下にみるテツツエル家の事件は、まずこのような動向のも

と、対外的な緊迫下にあった都市という文脈のなかでとらえることができよう。

テッツェル家は、一五〇〇年頃より、グレーフェンベルクにおける裁判権・統治権をめぐり、またおなじグレーフェンベルクを領有するヴォルフ・ホルツシューハーとの抗争をめぐり、都市参事会としばしば意見が対立していた。一五〇七年九月、ある抗争に対して都市参事会はホルツシューハーに有利な決議を下した。それに反発したテッツェルは皇帝の宮廷裁判に提訴した。しかしそれは帝国都市の裁判権および自治への公然たる攻撃であるとして、都市参事会はテッツェル家のヴォルフとミッヒェルに、八日以内に出頭し、弁明することを要求した。しかしふたりはそれを拒絶したため、今度は逮捕命令が出された。そこでふたりは、一五〇七年一〇月、グレーフェンベルクとその他の所領のすべての荘民とともに、封主である辺境伯の保護下に入った。そしてしかも、ニュルンベルクの上級統治権(Overhoheit)を辺境伯に譲渡したのである。これに激怒した都市参事会は、二ヶ月前にローズンガーに選出されたばかりの、ふたりの従兄弟にあたるアントンに対し、最高司令官職、それに機密参事会のメンバーとしての職務を解いた。やがてミッヒェルが逮捕され、これまでのすべての行為を取り消し、復讐断念の誓いをしたうえで、都市への新たな誓約宣誓をするまで拘留された。一方のヴォルフも逮捕され、こうして事はいちおう落ち着いたのである。

しかし、このことは事件の前段階にすぎなかった。同様のことは、他の都市貴族家系にもみられたのである。テッツェル家にとつての事件は、ローズンガーに就任したアントンの身におこった。先述したムッフエルの事件と、どのような対比がみられるであろうか。以下、やや煩雑な経緯を略述しておこう。

アントン・テッツェル(一四五九―一五二八年)は、一四八〇年に「古参のゲナンテン」として都市参事会に登場し、一五〇〇年には機密参事会のメンバーに、一五〇五年には最高司令官、一五〇七年八月にはローズンガーにと、都市統治機構の頂点に登りつめた人物である。先述の事件で一時的に失脚した後、ローズンガー職に復帰し、一五一〇年以降には、さらに鍵(Schlüssel)管理官、採石場行政官、聖クララ修道院およびグナーデンベルク女子修道院の監察官をもつとめた。

このように多大な名誉を享受していたアントンを、一五一四年一月一日、先述のヴォルフ・ホルツシューハーが都市参事会に告訴した。アントンはすでに、一五一三年、帝国都市アウクスブルクの市民の陳情により、ニュルンベルク近郊に所有していた莊園を強奪したことを、都市参事会から咎められていたし、一五一四年一〇月五日には、グレーフェンベルクの従兄弟の相続権裁判という個人的な問題のために都市業務を怠ったことで、警告をうけていた^②。そして今度は、まず遺産の記された文書を所持したまま改竄し、うけとった遺産を隠蔽(横領)した、またその地位を利用して機密参事会の権利を従兄弟に授与したとの疑いで告発されたのである。それらはいずれも、とくに後者はグレーフェンベルクの臣民への徴税権の獲得をめざす都市の努力に反するということで、都市統治権への背信・抵抗であるというのである。ホルツシューハーは、アントンが従兄弟にあてた自筆書簡を証拠として提示した。

同日、決議によりアントンは逮捕され、二日後には監獄に移送された。そのさい、すべての都市参事会員と監視団に絶対秘密保持の誓約が課された。市民にはほとんど情報公開されないまま、審理は特別に選ばれたあたりの都市参事会員によって進められた^③。アントンは当初、自身の無実および相手の陰謀を強調し、告発に抗議した。一月二一日の審理では、新参の都市参事会員とのあいだの贈賄が問題にされたが、アントンは否認した。当局としては、あらゆる方向からアントンを追及しようとしていたことがわかる。しかしそのさいに守秘義務が徹底されるなど、ここでも名誉への配慮がよみとれる。

二月六日、ブランデンブルク辺境伯がニュルンベルク都市参事会を個人的に來訪し、アントン逮捕について釈明を求めた。さらに、みずから仲裁を申し出て、アントンの解放を要求したが、都市参事会はこれを拒否した。すると辺境伯は、皇帝への働きかけをほめかした。都市にとって、このことは都市自治への皇帝の介入を意味したのであり、避けられなければならなかったであろう。それをうけて、なにがおこなわれたのか、史料には明示されていないが、二月九日には、アントンの自白がひきだされた。機密参事会の情報の漏洩と贈賄とによって、市民および都市参事会員として都市の名誉

を傷つけたことが問われ、すべての職務から解任された。公式の判決は下されず、アントンは監獄にとどめおかれ、親族の面会も許可されないまま、一五一五年一月末、別の監獄に移され、そのまま、一五一八年一月二七日、獄死した。

後年の旅行記などには、アントンは、先述のムッフェルトともに、不遜な人格、都市を辺境伯に譲渡しようとした極悪非道の背信者として登場する。したがってその行為は厳罰に値するというのである。しかし、如上の経緯をそのような文脈でのみとらえることは、妥当ではない。むしろ、ムッフェルの場合とおなじく、都市統治機構のなかでの都市貴族の対立関係という文脈に位置づけられるべきであろう。アントンの失脚および名誉喪失は、ヴォルフ・ホルツシューハーの告発がきっかけとなったのであり、ここでは、どのような理由で告発されたのかをおさえておく必要があるであろう。

ホルツシューハー家は、一二二八年にニュルンベルク市民としてはじめて文書に登場する最古参の有力な都市貴族家系であった^②。ヴォルフはこの家系の一員であったが、自身は大参事会のメンバー、その他いくつかの官職を保有するにすぎず、いまだ都市貴族として統治機構に影響力をもちうる地位になかったといつてよい。ホルツシューハーの所領のひとつはグレーフェンベルクにあり、テツツェル家の領地に隣接していたため、統治権・裁判権などをめぐって、長年にわたり紛争が絶えなかった。そうしたなか、一五一四年のふたつの告発内容は、ともにグレーフェンベルクの領地をめぐるものであったと推定できる。すなわちアントンが相続した財産の隠蔽とは、グレーフェンベルクにおける領地をさし、隣接するホルツシューハーの領地の権益を侵害するものでありえたということ、またアントンが機密参事会の権利をグレーフェンベルクの従兄弟に授与したとは、機密事項を従兄弟にもらし、ホルツシューハーの利益をそこなう危険をあたえたといふことが考えられる。これは都市の権利拡大を妨げる行為とされたが、ホルツシューハー家自身の利害にかかわるものであったと考えられよう。機密事項の辺境伯への漏洩という、のちの風評は、テツツェル家と辺境伯のあいだの緊密な関係から生じたのであろう。

このように、テツツェル家の場合も、その政治的名誉は都市貴族家系のあいだの対立関係のなかでそこなわれたといっ

てよからう。

こうした抗争は、これらの例にとどまらない。都市貴族家系のあいだにおこった大小さまざまな紛争は日常茶飯事であった。ここであげた事例は、ローズンガーという都市統治機構の最高官職ですら、容易にその政治的名譽を奪われたことをしめすものである。しかし、そこには都市の領域政策という対外的な背景をともなっている。とりわけ一四世紀後半以降、領域支配の拡大という都市の公的な関心と結びついて、都市貴族による個別的な市外所領の獲得は、かれらの政治的・社会的影響力の基盤としても重要な意味をもった。しかしかれらの市外所領は、都市の公的利害および都市貴族相互の利害において、たえずトラブルを生ずる可能性をはらんでいた。こうした事情から、都市貴族どうしの緊迫した競合関係のなかで、都市貴族を特徴づけていた政治的名譽は、ライバルを攻撃する手段となり、しばしば容易に喪失させられたと云つてよい。

① Isenmann, *Stadt*, S. 275.

② 以下の叙述は *Isenmann, Stadt*, S. 92, 134f., 140f. に依る。

③ 史料において「都市参事会と市民」という場合の「市民」とは、市民のことではなく、かれら市民共同体の代表をさしたときえられる。Isenmann, *Stadt*, S. 92.

④ *StChr.*, Bd. 11., S. 792.

⑤ die andern aber können an iren ehren von tag zu tag zunemen, dann auß den jungen werden alte burgermeister, auß den alten burgermeistern entspringen die siben eltern herrn, von welchen hernach hauptmender und zuletzt die lobunger erweilt werden. darumb istis bei uns ein groß ein ratsherr zu sein, vil grosser istis zu sein ein alter burgermeister, aber am grosten istis so einer ein alter herr oder

lobunger werden kann.

⑥ dann ob schon in unser stat vil geschlecht sein, darauß der rath besetzt würt, findt man ir doch vil, die nicht weiter dann in den alten burgermeisterstent steigen können, dann der geschlecht darauß man die siben alten herrn nimpt sein gar wenig; vil weniger sein der, darauß die hauptmender genomen werden, der aber darauß die lobunger gewelt, sein an aller wenigsten.

⑦ Simon-Muscheid, K., *Gewalt und Ehre im spätmittelalterlichen Handwerk am Beispiel Basels*, in: *Zeitschrift für Historische Forschung* 18 (1991), S. 1-31. 11-12 S. 2; Rogge, J., *Ehrverletzungen und Entehrungen in politischen Konflikten in spätmittelalterlichen Städten*, in: *Schreiner/Schwehoeff (Hg.), Verletztes Ehre*,

- S. 110-143. *ハルデン* S. 111. *レゾ* *ホルメン* 前掲書 116
 ニューリンゲン^⑧の参照。
- ⑧ *ホルメン* 前掲書 116 *レゾ*を参照。
- ⑨ *マンツェル*家^⑨のニコラウス・マンツェル^⑨の^⑨ *Hirschmann, G.* Die Familie Muffel im Mittelalter. in: *MVGW* 41 (1950), S. 257-392; Imhoff, Ch.v., *Bertine Nürnberg aus neun Jahrhunderten*, Nürnberg, 1989, S. 39f. ^⑨を参照。
- ⑩ *ブルクハート*の^⑩ *Nürnberg's Krieg gegen den Markgrafen Albrecht (Achilles) von Brandenburg 1449 und 1450.* in: *StChr* Bd.2, S. 93-530. ^⑩を参照。
- ⑪ *Gedenkbuch von Nicolaus Muffel (1468)*, in: *StChr* Bd. 11., S. 735-751. 本文の前^⑪ 編纂者^⑪ *ルーゲル*の^⑪ *解説*を^⑪ *参照*。
- ⑫ *Müller, J.*, *Die Annalen der Reichsstadt Nürnberg von 1623*, Bd. 2., S. 578-581. *ハルデン* S. 581.
- ⑬ *マンツェル*の^⑬ *記述*は^⑬ *ルーゲル*の^⑬ *解説*を^⑬ *参照*。 *StChr* Bd. 11., S. 753-777. ^⑬ *収録*を^⑬ *参照*。 他^⑬ *Hirschmann, a.a.O.*, S. 311-335; *Rogge, a.a.O.*, S. 137-141. ^⑬を参照。
- ⑭ *アントン・トゥーナー*は^⑭ *第一* *ローズンガ*を^⑭ *没年*の^⑭ *1477年* ^⑭ *に* *没* *した*。 *なお*、*長男*の^⑭ *アントン二世*は^⑭ *1477年* (当時^⑭ *19歳* ^⑭ *から* *四七年* ^⑭ *間*、*小参事* ^⑭ *会に* *議席* ^⑭ *を* *占め*、*その* ^⑭ *うち* (後半) ^⑭ *10年* ^⑭ *間は*、*ローズンガ* ^⑭ *として* *都市* ^⑭ *統治* ^⑭ *の* *頂点* ^⑭ *に* *立* *った*。 *Grote, a.a.O.*, S. 48; *Maschke, E.*, *Die Familie in der deutschen Stadt des späten Mittelalters*, Heidelberg, 1980, S. 80.
- ⑮ *Lilienron, R. v. (Hg.)*, *Die historischen Volksteden der Deutschen vom 13. bis 16. Jahrhundert*, Bd. 1., Leipzig, 1865, S. 566.
- ⑯ *マンツェル*家^⑯の^⑯ *Groebner, V.* *Raisinteressen, Familieninteressen*, in: *Schreiner, K./Meier, U. (Hg.)*, *Stadtrgiment und Bürgerfreiheit*, Göttingen, 1994, S. 278-308. *ハルデン* S. 293-299. 以下^⑯の^⑯ *叙述*を^⑯ *参照*。
- ⑰ *ニールンベルク*の^⑰ *市外* ^⑰ *領域* ^⑰ *にかん* ^⑰ *して* *Leiser, W.*, *Kommunalverfassung im Landgebiet der Reichsstadt Nürnberg*, in: *MVGW* 60 (1973), S. 206-221; *id.* *Das Landgebiet der Reichsstadt Nürnberg*, in: *Endes, R. (Hg.)*, *Nürnberg und Bern*, Erlangen, 1990, S. 227-260; *Krieger, K.-F.*, *Bürgerlicher Landbesitz im Spätmittelalter*, in: *Schulze, H.-K. (Hg.)*, *Städtisches Um- und Hinterland in vorindustrieller Zeit*, Köln, 1985, S. 77-98. ^⑰ *を* *参照*。
- ⑱ *トマスチン・ホーケ* ^⑱ *の* *1514年* ^⑱ *に* *設立* ^⑱ *された* *Offenhaus der Reichsstadt Nürnberg*, in: *Jahrbuch für fränkische Landesforschung* 14 (1954), S. 153-179. ^⑱ *を* *参照*。
- ⑲ 以下の^⑲ *叙述* ^⑲ *は*、*ニールンベルク* ^⑲ *都市* ^⑲ *参事会* ^⑲ *文書* ^⑲ *が* *原* ^⑲ *史料* ^⑲ *である*。 *本稿* ^⑲ *では* *それ* ^⑲ *ら* ^⑲ *を* *参照* ^⑲ *すべき* ^⑲ *な* ^⑲ *かった* ^⑲ *ので*、*グレーブナー* ^⑲ *の* *引用* ^⑲ *にした* ^⑲ *が* *った*。
- ⑳ *グラウンダー* ^⑳ *家* ^⑳ *の* *アントレアス* ^⑳ *と* *ルーカス* ^⑳ *による* *ニールンベルク* ^⑳ *都市* ^⑳ *参事会* ^⑳ *宛* ^⑳ *の* *陳情書* ^⑳ *によれば*、*相* ^⑳ *続* ^⑳ *争* ^⑳ *いに* *乗* ^⑳ *じて*、*か* ^⑳ *ら* ^⑳ *ら* ^⑳ *の* *所* ^⑳ *領* ^⑳ *であ* ^⑳ *った* *ニールンベルク* ^⑳ *近郊* ^⑳ *の* *メーゲルドルフ* ^⑳ *の* *莊園* ^⑳ *を* *強* ^⑳ *奪* ^⑳ *した* ^⑳ *という*。 *莊* ^⑳ *民* ^⑳ *が* *鍵* ^⑳ *(代理* ^⑳ *権を* *意味する?)* ^⑳ *を* *渡* ^⑳ *す* ^⑳ *のを* *拒* ^⑳ *んだ* ^⑳ *ので*、*アン* ^⑳ *トン* ^⑳ *は* *武* ^⑳ *装* ^⑳ *騎* ^⑳ *兵* ^⑳ *隊* ^⑳ *を* *派* ^⑳ *遣* ^⑳ *して* *即日* ^⑳ *に* *攻* ^⑳ *略* ^⑳ *し*、*投* ^⑳ *降* ^⑳ *を* *開* ^⑳ *放* ^⑳ *させた*。 *抵* ^⑳ *抗* ^⑳ *した* *莊* ^⑳ *民* ^⑳ *は* *捕* ^⑳ *ら* ^⑳ *れた*、*新* ^⑳ *領* ^⑳ *主* ^⑳ *の* *臣* ^⑳ *職* ^⑳ *を* *強* ^⑳ *要* ^⑳ *された* ^⑳ *こと* ^⑳ *を* ^⑳ *述べ* ^⑳ *た*。 *Groebner, a.a.O.*, S. 295.
- ㉑ *警告* ^㉑ *の内容* ^㉑ *は*、*一* ^㉑ *族* ^㉑ *および* *グ* ^㉑ *レー* ^㉑ *フェ* ^㉑ *ン* ^㉑ *ベルク* ^㉑ *の* *領* ^㉑ *民* ^㉑ *の* *利* ^㉑ *益* ^㉑ *を* *追* ^㉑ *求* ^㉑ *た* *こと* ^㉑ *を* *都市* ^㉑ *参事会* ^㉑ *の* *利* ^㉑ *益* ^㉑ *に* *干* ^㉑ *渉* ^㉑ *し* *な* ^㉑ *ら* ^㉑ *れた* ^㉑ *こと* ^㉑ *を* ^㉑ *述べ* ^㉑ *た* ^㉑ *こと* ^㉑ *であった*。 *Groebner, a.a.O.*, S. 295.

② この間、都市参事会は混乱を避けるべく、宮廷および近隣諸領には書状で説明をしている。そして皇帝の要請により、特使が宮廷に赴き、釈明をおこなっている。Groebner, a. a. O., S. 286. なお、このときの第一ローズンガーは、アントン・トゥーハー(二世)であった。

Grote, a. a. O., S. 46. ③ 表1を参照。一三二〇年頃からは、ほとんどぎれることなく、ひとりあるいは複数の都市参事会員をおくりだしている。とくに一三三二年以降は顕著である。

四 まとめと課題

中世後期、「ツunftなき都市」ニュルンベルクの都市貴族は、どのように存在していたのか。これまでおこなってきた分析から、つぎのようにいえるであろう。

まず、一六世紀前半に都市貴族家系が固定されるまで、一四・一五世紀の段階で新しい都市貴族家系がたえず創出されていった。その背景には、古参の都市貴族家系の断絶などにより、家系数の減少が著しかったということがある。家系の断絶は深刻な問題であり、都市は、政治的指導層である都市貴族の数を維持すべく、ニュルンベルク以外に拠点をもつ都市貴族や富裕な市民家系を参入させた。しかし、新たな都市貴族家系の参入は、従来の都市貴族資格に大きな変化をもたらした。すなわち、一四・一五世紀の都市貴族に求められたのは、それまでとは異なり、富裕であるということであった。商業の活性化にともない、富・財産を重視する社会的傾向が、都市貴族にも反映されたと考えられる。

つぎに、富裕であることは、政治権力の獲得のうえでも重要な意味をもった。都市貴族にとって政治的名誉とは、都市貴族として存在するための根本的な価値であった。都市の領域政策と結合して、都市貴族は市外に広大な領地を所有し、これを政治的・経済的な基盤としたのである。しかしこの市外所領は、都市全体としてではなく、個別の都市貴族が個別に支配するものであった。したがって、都市と辺境伯のあいだの緊張関係のなかで、都市貴族の私利の追求によって、市外所領は都市の公的利益をそこなうものにもなりえた。また私利の強ければ、そのなかで都市貴族相互の対立が生じた。こうした都市の公的利益と都市貴族の私利のあいだの齟齬が、都市貴族相互の利害対立、トラブルを生じさせ

た。そこには中世後期の帝国都市ニュルンベルクにとつての対外的な問題が背景としてあったといえる。

また、都市貴族を特徴づけていた政治的名誉の大きさは、都市統治機構のなかの地位に比例した。名誉は支配の正当性をあたえるものであったが、その一方で義務をとめない、個人において名誉が無傷であることが権力行使の条件であった^①。したがって、都市貴族の政治的名誉は、如上のような都市—領邦間の構造的背景のもとで、都市貴族どうしの対立関係においてまっさきに攻撃の的となり、容易に傷つけられ、喪失させられた。統治機構の最高官職(ローズンガー)ですら、名誉の恒常的な安定は保証されなかったのである。この名誉の喪失が、都市の公的利害とつねに絡んでいたとするなら、都市貴族的名誉とは、都市の公共性と不可分の関係にあったといえることもできよう。

こうしたなかで、一五二一年の舞踏条令における都市貴族家系の固定化は、どのような意味をもったのか。それまでは、新しい家系の参入によつて、都市貴族の、いわば新陳代謝が活発化しており、その一方で、都市貴族どうしの対立・抗争も激化していた。こうした現実と並行して、一方で市外所領の拡大によるラント貴族化、あるいはラント貴族との同格化が模索されるようになり、また一方で都市におけるこれ以上の政治的・社会的変動を避けようとする動きが進行する。そのため、都市貴族を特権的集団として隔絶しようと、ひとつの身分政策として、家系統を限定したと考えられよう。ただし、家系統の限定が現実にとどの程度の意味をもちえたかは、なお検討を要する。

さて、このような都市貴族の実態を、シヨイルルはどのようにとらえていたのか。「書簡」からも明らかのように、シヨイルルは、都市貴族の都市貴族たるゆえんを、出生身分の高貴さ、系譜の古さ、土着性に求めていた。しかし一四・一五世紀における都市貴族の実態は、それとは異なっていた。シヨイルルもまた、ある程度、そのことを認識していたはずである。そこには、シヨイルルの理想とした都市貴族像の崩壊があり、シヨイルルは、とりわけ最古参の都市貴族家系のために強い危機感をいだいていたであろう。一方、社会的現実においても、都市貴族の属性である政治的名誉が、都市貴族家系のあいだの対立によつて容易に剝奪されうることを目の当たりにして、シヨイルルは危機感をさらにつのらせてい

つたであろう。テツツエル家の事件は、シヨイルルが「書簡」を執筆する直前におこつたことであつた。こうした危機感を背景に、本来の都市貴族像への回帰への願望が強まつていたとしても不思議ではあるまい。従来の研究でニュルンベルクの都市貴族の形態の根拠とされてきた「書簡」には、このような理想と現実の差異、および著者の意識がこめられていると解釈できる。さらに、一五二一年の舞踏条令における都市貴族家系の固定化、および「古さ」と「品位」にもとづくランクづけがシヨイルルの都市貴族観に一致したものになつたことは、シヨイルルの認識が、ある意味で、当時のニュルンベルク社会の意識と共有しあうものであつたことをしめしているともいえるであらう。

また、都市貴族の政治的名譽はシヨイルルの認識とどのようにかかわるのか。名譽には、その身分に相應する義務がない、それが専ら社会的な承認をうけることで価値を有する、そのことが重要であつた。しかし名譽とは本来、知力・道徳・品位を含む全体的なものであり、シヨイルルの都市貴族観もそこに結びつく。シヨイルルは、知力・道徳・品位といった内的な名譽を重視し、都市貴族観を形成していったといえよう^⑤。政治的名譽の喪失などの現実を前に、シヨイルルは懐旧的に都市貴族像を描いたのである。しかし実際には、一四・一五世紀における都市貴族家系の新陳代謝の活発さ、すなわちシヨイルルのいだいた意識とは逆のありかたこそが、ニュルンベルクの都市貴族統治の安定を導くことになつたという見通しをもつておく必要もあるだらう。

本稿では、中世後期におけるニュルンベルクの都市貴族の実態を、シヨイルルの「書簡」に描かれた都市貴族像との関係、さらに身分を特徴づけていた名譽との関係から検討した。しかし、これらの分析から十分な解明がなされたとはいえない。一六世紀初頭の（知的な）市民の都市貴族認識の特色と、都市貴族の実態との関連を問うなら、同時代における意味、すなわち、法律顧問官であつたシヨイルルがなぜこのような見解をしめたのかという点もまた、考察されるべきであらう。都市貴族のイデオロギーか。新しい家系をも含めて、都市貴族をラント貴族と同格の身分として正当化する、あるいはそれにより都市の自治統治を正当化するためのイデオロギーか。シヨイルルの記述を位置づけるためにも、この時

期の都市貴族自身がどのように考えていたのかを含め、考察する必要がある^④。また、冒頭でしめした、より大きな課題への接近、より広い視野での考察を可能にするには、ニュルンベルクがその影響圏にあった上部ドイツ全体の動向をおさえ、そのなかで、個々の家系の結びつきかた、ならびに個々の家系の対立関係を権力構造をふまえて把握し、そこから都市貴族支配の安定したニュルンベルクの特質を明らかにする必要がある^⑤。それにより、中世から近世へのドイツの都市および領邦の構造的展開を把握するための見通しもえられるであろう。いずれもこれからの課題である。

① Rogge, a.o., S. 111.

② Paul von Stetten, *Geschichte der adelichen Geschlechter in der freien*

Reichs-Stadt Augsburg, Augsburg, 1762. の叙述(未見)が、中世末期

以降、一八世紀にいたるまで、上部ドイツの四大帝國都市の都市貴族が「貴族」と同価値とみなされるようになったこととせうかがわせる。

Endres, *Adel und Patriziat*, S. 222.

③ 一五二一年の舞踏条令もまた、この内的な名聲を重視して都市貴族家系の固定化、格づけをおこなったといえる。

④ 例えば、舞踏条令での都市貴族家系のランクづけに、都市貴族自身が「古き」「高貴さ」を意識していた可能性があることを、第二章(一)で指摘しておいた。

Yuansyu 爰書

—A Document on Legal Procedure—

by

TAKATORI Yuji

In Chinese judicial administration, the accused's confession to a crime was indispensable to give him the verdict of guilty. Therefore, the interrogation of the accused to extract a confession from him played an important role in the legal procedure. In 'Hezhuang' documents (劾状) of Han wooden strips, however, there is an example of the accused not being interrogated, but even in this case, "Yuanshu" documents was indispensable in legal procedure. Therefore in this paper, I inquire into the legal effect of "Yuanshu" documents, examining "Yuanshu" documents drawn up as part of the procedure of collecting bills, which was regarded as a legal procedure.

Das Nürnberger Patriziat und die 'Ehre' im Spätmittelalter

von

TANAKA Toshiyuki

Anders als die meisten Städte führte das Patriziat in der oberdeutschen Reichsstadt Nürnberg ein ungemein strenges Ratsregiment seit dem Spätmittelalter. Die Epistel über die Ratsverfassung Nürnbergs, aus der ein sehr stabiles Bild vom Patriziat entnommen ist, hat der städtische Ratskonsulent Christoph Scheurl 1516/17 verfaßt. Ist das Bild vom Patriziat Scheurls, das auf das Alter und die Würde von Geburtsstand gegründet ist, von der Wirklichkeit weit entfernt? Waren die regimentsfähigen Geschlechter miteinander politisch gleichberechtigt? Welche Zusammensetzungen und Verhaltensformen hatten sie

in Wirklichkeit gezeigt, bevor der Rat nun das reine Geblütsprinzip mit dem Tanzstatut von 1521 proklamierte? Welches Bewußtsein sich in Scheurl's Epistel widerspiegelte? Hier werden die Formen der Familien im 14. und 15. Jahrhundert und die politische Bedeutungen und Funktionen der patrizischen 'Ehre' untergesucht. 'Ehre' spielte in der Machthierarchie der Städte eine wichtige Rolle. Die Betrachtung der Ehrlosigkeit läßt die politischen Auseinandersetzungen innerhalb der Nürnberger Oligarchie über die innen- und außen Interessen der Stadt erkennen.